

平成31年度 第1回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成31年4月24日(水) 午前10時30分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 稲田会長 澤田職務代理 山口委員 榊委員 井上委員 大影委員

建築審査会次第

- 1 開会
- 2 吹田市挨拶
- 3 職員紹介
- 4 会長互選
- 5 会長挨拶
- 6 職務代理者互選
- 7 職務代理者挨拶
- 8 議案審議
議案第1号
- 9 報告事項
- 10 その他

会長及び職務代理者互選

法令の規定により、事務局の進行のもと委員による会長の互選が行われ、出席全委員の一致で稲田委員が会長に選出された。稲田委員による会長就任の受諾と挨拶がなされた。以後は規定により稲田会長が議事を進行し、続けて委員による職務代理の互選が行われ、出席全委員の一致で澤田委員が職務代理に選出され、稲田委員による職務代理就任の受諾と挨拶がなされた。

会長 7名中6名の出席となるため、会議は成立しております。本日の議事録の署名は、井上委員、山口委員にお願いします。それでは、事務局の方より、第1号議案の説明をお願いします。

第1号議案説明

申請者	〇〇〇〇
申請地	〇〇〇〇
予定建築物	一戸建ての住宅
該当適用条文	建築基準法第43条第2項第2号

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 申請地前面の空地は行き止まりとなっているのですか。

事務局 申請地前面の空地は東側道路へ通り抜けできる形態となっています。

委員 東側道路へ通り抜けできる空地は最小でどの程度の幅員を有していますか。

事務局 東側道路からの空地入り口の北側宅地が現在建て替え工事中で、工事中バリケードが設置されており、有効幅員が1.2m程度となっています。また、許可申請者と当該建て替え工事の施工者が同一であり、建て替え工事に伴って有効の幅員の拡幅を予定しているとのこと。

委員 申請敷地内に駐車場の計画がありますが、どこから出入りする計画ですか。

事務局 東側の幅員が広い道路から出入するものと思われます。

委員 申請地東側の2軒の建築物は既に後退しているのでしょうか。

事務局 2軒共に中心後退にて後退しています。

委員 申請地南側の空地部分はどなたが所有されていますか。

事務局 申請地前面については許可申請者が所有しており、以西の部分については許可申請者とは別の方が所有しています。

委員 申請敷地の東側の建築物は今回と同様に法第43条許可を取得している物件ですか。

事務局 平成15年に許可を取得しています。

委員 今回の申請地についてはどのような後退方法を指導するのですか。

事務局 申請地南東方向に接道条件を満たしている建築物があるため、当該建築物の庇の角を起点に4mの円を描き、円弧部分に境界線が当たらないように敷地の整備を求めています。

委員 空地部分が蛇行した形にはなりますが、4m以上の空間確保を指導しているという認識でよろしいですか。

事務局 その通りでございます。

会長 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第1号について決議を取ります。皆様、同意ということでよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 全員一致で、「同意」するものといたします。

事務局

報告事項 法第43条第2項第2号許可 2件

委員 98号案件について空地の範囲はどのように決めているのですか。

事務局 隣接する位置指定道路からの連続性を明確に表す縁石のラインを空地の範囲と判断しています。

委員 106号案件について申請地前面空地の東側道路への経路を着色していないのは今回の申請空地として使用しないからですか。

事務局 その通りでございます。

事務局 次回は5月30日（木）午後2時から特別会議室で開催を予定しています。

会長 それでは以上をもちまして第1回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。